

審査基準（公表用）

所管部（局）・課（室）健康福祉本部 長寿社会課

法令名	介護保険法	法令の番号	平成9年法律第123号		
許認可等の種類	指定介護療養型医療施設の指定	根拠条項	第107条第1項		
審査基準	<p>(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第107条</p> <p>(2) 介護保険法施行規則（平成11年3月31日 厚生省令第36号）第138条</p> <p>(3) 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日 厚生省令第41号）</p> <p>(4) 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について （平成12年3月17日 老企第45号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）</p>				
受付機関	長寿社会課	処理機関	長寿社会課	交付機関	長寿社会課
				標準処理期間	30日
				標準経由期間	-日
					目次 NO
					11